

平成28年度 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業のご案内

岡山市では、低炭素型の都市の実現に向け、住宅においてエネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した方に対し、経費の一部を助成します。

申請受付

(1) 受付期間

平成28年5月9日（月曜日）～平成29年3月17日（金曜日）

(2) 提出先

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所分庁舎6階 岡山市環境保全課地球温暖化対策室

※ 先着順で受け付け、申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します。

※ **住宅用の補助事業**は、全ての機器において、**導入後申請**です。

※ 書類に不備がある場合は受付しません。

※ 申請書の提出は**原則郵送**でお願いします。ただし補助要件の可否の判断が難しいケースは窓口にご相談ください。郵送の場合は、平成29年3月17日の消印のあるものまで有効とします。

補助事業者

市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に補助対象機器を導入した個人又は補助対象機器が設置された市内の住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）を購入した個人であること。

次に該当する個人は、対象になりません。

(1) 市税を完納していない人

(2) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金を岡山市から受けたことがある人

(3) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取

消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない人

- (4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない人及び当該住宅の所在地に住民登録がない人。ただし、単身赴任等で当該住宅に居住していない場合であっても次のいずれにも該当する場合は可。

①当該住宅及び補助対象機器の所有者であること。②家族等が当該住宅に居住していること。③補助対象機器に係る契約者であること。④太陽光発電に関する電力受給契約者であること。(太陽光発電システムの場合に限る。)

- (5) 虚偽の補助金交付申請を行った者。

補助対象機器

●共通要件

① 補助対象機器の導入日(※)又は補助対象機器が設置された建売住宅の引き渡し日が平成28年3月18日(金)以降であること

② 補助対象機器は未使用(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。))の場合には未登録車)のものであること。

※ 補助対象機器の導入日について

- ・太陽光発電システム⇒電力受給契約日
- ・電気自動車等⇒初度登録日
- ・高性能建材⇒出荷証明書又は施工証明書の日付
- ・その他の機器⇒保証書の日付

●個別要件

太陽光発電システム

ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。

イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満(小数点以下二桁未満切り捨て)であること。

ウ 電気事業者との間で補助事業の対象となるシステムに係る電灯契約及び電力受給契約を締結していること。

エ 発電した電力が住宅又は共同住宅の共用部分において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。

オ 補助金を活用して設置していることが分かる旨を表示していること。(共同住宅の共用部分への導入に限る。)

太陽熱利用システム（強制循環型）
<p>日本工業規格（J I S）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>URL : http://www.cbl.or.jp/</p>
エネファーム
<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が民生用燃料電池（エネファーム）導入支援補助金において補助対象としている機器であること。</p> <p>URL : http://www.fca-enefarm.org/</p>
家庭用リチウムイオン蓄電池システム
<p>一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金において補助対象としている機器であること。</p> <p>URL : https://sii.or.jp/</p>
高性能建材（窓、ガラス、断熱材）
<p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金において補助対象としている製品であること。</p> <p>イ 既築住宅への導入であること。</p> <p>URL : https://sii.or.jp/</p>
電気自動車等
<p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車等導入費補助事業において補助対象にしている電気自動車（燃料電池自動車を含む。）又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。</p> <p>イ 電気自動車等の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く。）。</p> <p>URL : http://www.cev-pc.or.jp/</p>
V 2 H
<p>一般社団法人次世代自動車振興センターが次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象としている充電設備であること。</p> <p>URL : http://www.cev-pc.or.jp/</p>
H E M S
<p>ア 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして掲載していること。</p>

ウ 「ECHONET Lite」による空調・照明等に電力使用量を調整するための制御機能を有していること。

注) 太陽熱利用システム(強制循環型ソーラーシステム)の店舗等併用住宅の住宅部分への設置については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1を超える場合に限ります。

補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費(諸経費を含まない)の合計額から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額です。ただし、消費税は除きます。

既存機器の撤去・処分費及び機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用は対象になりません。

※ 太陽光発電システムにあつては、補助対象経費を算定の基礎としません。

補助金額

補助金額は下記の表の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、補助金額の欄に定める額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

補助対象機器	補助金額	
	補助率等	上限額
太陽光発電システム(※)	2万円/kW	10万円
太陽熱利用システム (強制循環型)	1/5	5万円
エネファーム	1/3	12万円
家庭用リチウムイオン 蓄電池システム	1/3	15万円
高性能建材 (窓、ガラス、断熱材)	1/3	10万円
電気自動車等	1/3	10万円
V2H	1/3	10万円
HEMS	1/3	10万円

※太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり2万円を乗じて得た額

補助金交付申請

申請に当たり次の書類を提出してください。

必要書類		太陽光発電システム	太陽光（共用部分）	太陽熱利用システム	エネファーム	家庭用蓄電池	H E M S	V 2 H	高性能建材	電気自動車等
1	補助金交付申請書兼実績報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	工事請負契約書又は売買契約書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	見積書、内訳書等補助対象機器に係る経費の内訳が確認できる書類の写し（契約書に当該経費の内訳が明記されていない場合に限る。） ・ HEMS、高性能建材については、経費内訳書（岡山市様式）も必要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	補助対象機器の領収書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	滞納無証明書 市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。 ・ リースに係る申請の場合は、リース事業者、借受人双方のもの ・ 区分所有法に規定する管理者は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	補助対象機器が導入された住宅の位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	補助対象機器が導入された住宅全体写真 ・ 太陽光発電システムについては、太陽電池モジュールが写った住宅全体写真（写らない場合は、余剰電力メーター、外付けパワーコンディショナーなどシステムを構成する機器が写っている住宅全体写真）	○	○	○	○	○	○	○	○	

必要書類		太陽光発電システム	太陽光(共用部分)	太陽熱利用システム	エネファーム	家庭用蓄電池	H E M S	V 2 H	高性能建材	電気自動車等
8	システムの設置状況を示すカラー写真 ・太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの ・太陽電池モジュールを設置した屋根面(方角記入)の写真 ・パワーコンディショナーの全体写真及び型式名、製造番号、出力が確認できる写真	○	○							
9	補助対象機器の設置状況を示す写真(※1) ・機器の本体の写真及び・型式・製造番号が確認できる写真 ・HEMSについては、HEMSが稼働していることが分かるモニターの写真も必要 ・高性能建材については、施工中の写真も必要			○	○	○	○	○	○	
10	自動車検査証の写し									○
11	補助金を活用して設置している旨の表示(看板、プレート等)の写真		○							
12	太陽電池モジュール配置図 ・屋根面の方角も記入してください	○	○							
13	太陽光発電からの電力受給契約のご案内等の電力受給契約の内容が分かる書面の写し	○	○							
14	太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票(型式名、製品番号及び出力値の記載がある製品同梱のもの)	○	○							
15	補助対象機器の保証書の写し			○	○	○	○	○		

必要書類		太陽光発電システム	太陽光(共用部分)	太陽熱利用システム	エネファーム	家庭用蓄電池	HEMS	V2H	高性能建材	電気自動車等
16	出荷証明書(SII製品型番の記載があるものであって、製造メーカーが発行したもの)又は施工証明書の写し(※1) ・窓、ガラス、断熱材のマット系・ボード系製品の場合、出荷証明書が必要 ・断熱材の吹込み・吹付け製品の場合、施工証明書が必要								○	
17	設置状況を示す配置図(※1)							○	○	
18	補助対象機器が導入された住宅の登記事項証明書(発行後3月以内のもの)		○						○	
19	システム配置図		○							
20	単線結線図		○							

※1 高性能建材については、経費内訳書(岡山市様式)に記載した番号と整合性がとれるように番号を付けてください。

必要に応じて提出 していただく書類		太陽光発電システム	太陽光 (共用部分)	太陽熱利用システム	エネファーム	家庭用蓄電池	H E M S	V 2 H	高性能建材	電気自動車等
21	電力受給場所（連系点）の住宅全体のカラー写真 ・倉庫等住宅以外の建物に太陽電池モジュールを設置している場合（連系点とモジュール設置場所が違う場合）	○								
22	システム配置図（同上）	○								
23	単線結線図（同上）	○								
24	公図の写し（「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」の受給場所と申請場所が異なる場合）	○	○							
25	補助対象機器が導入された住宅の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）単身赴任等で補助対象機器が設置された住宅に当該住宅の所有者が居住していない場合	○		○	○	○	○	○	○	
26	住民票（同上）	○		○	○	○	○	○	○	
27	リース契約書の写し（リースに係る申請の場合）	○	○	○	○	○	○	○		○
28	リース料金の算定根拠明細書（リースに係る申請の場合）	○	○	○	○	○	○	○		○
29	管理組規約、補助対象機器の導入に係る議決書及び管理者を選任したことが確認できる書面の写し（分譲共同住宅の共用部分へ太陽光発電システムを導入する場合）		○							

必要に応じて提出 していただく書類		太陽光 発電シ ステム	太陽 光 (共 用 部 分)	太陽 熱 利 用 シ ス テ ム	エ ネ フ ア ー ム	家 庭 用 蓄 電 池	H E M S	V 2 H	高 性 能 建 材	電 気 自 動 車 等
30	改修工事が認められていることが分かる 管理組合同規約又は許可証の書類の写し (分譲共同住宅の共用部分へ高性能建材 を導入する場合)								○	
31	承諾書(申請者又は同居する家族等以外 が所有する建物に補助対象機器を導入す る場合)	○		○	○	○	○	○	○	○
32	保管場所標章番号通知書又は任意自動車 保険契約書等の写し(所有権留保付クレ ジット購入の場合)									○

※その他、状況により書類の追加をお願いすることがあります。

申請に当たっての注意事項

- 1 **別荘は対象になりません。**
- 2 太陽光発電システムの導入の場合、敷地内の倉庫や車庫など、人が居住していない建物に太陽電池モジュールを設置した場合などで**発生した電力を居住する住宅で使用していない時**は、対象にはなりません。
- 3 **同じ種別の補助対象機器に係る申請は一住宅**(同一敷地内の別棟の建築物を含む)につき**一回限り**です。ただし、二世帯住宅などで補助事業者と別生計にあると認められる場合を除きます。

リースの取り扱いについて

前記の補助事業者の項に掲げる要件を満たす個人に補助対象機器を貸与するリース事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。**(高性能建材は対象外)**

1. 法定耐用年数以上のリース契約を締結していること。

2. 補助対象機器の月々のリース料に補助金相当額を還元していること。
3. 市税に係る徴収金を完納していること。

※太陽熱利用システム及び太陽光発電システムは10年以上のリース契約とします。

注1) 申請においては、補助対象機器の導入に当たりメーカー・販売店等と締結した契約書、借受人と締結したリース契約書の両方のコピーが必要になります。また、リース事業者と借受人双方の滞納無証明書が必要になります。

太陽光発電システムの共用部分への設置について

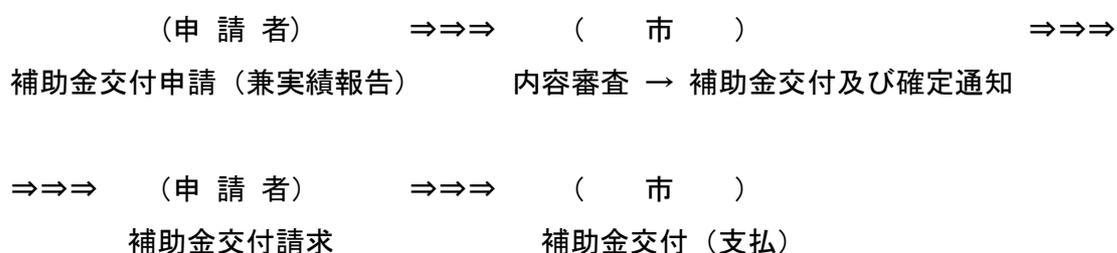
補助対象機器の項に掲げる要件を満たす太陽光発電システムで次の要件をいずれも満たしていること。

- ・当該太陽光発電システムが岡山市住宅用スマートエネルギー導入補助事業を活用して設置していることが、入居者が容易に視認できる場所にA4サイズ以上の大きさで表示されていること。また、表示が簡単に外れないように設置すること。
- ・当該賃貸共同住宅の所有者又は区分所有法に規定する管理者であること。
- ・太陽光発電システムから発生した電力を共用部分にのみ使用していること。
- ・市税に係る徴収金を完納していること(区分所有法で規定する管理者を除く。)

注1) 申請者以外(管理会社など)による契約は認められません。

注2) 補助金交付申請の回数は一共同住宅につき一回限りです。ただし別棟(別連系)にシステムを設置した場合を除きます

補助金手続きの流れ



- * 内容に不備等がない場合、3週間程度で補助金交付決定及び確定通知書を送付します。
- * 請求書は、申請書と同じものを押印してください。
- * 補助金を口座振り込みする際の通知は省略させていただきます。

その他

※ この案内は、補助事業の概要について記載したものです。詳細については、「岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」及び「岡山市補助金等交付規則」をご確認ください。

※ 法定耐用年数期間内に、補助対象機器を処分する場合（リース契約の解約を含む。）は、市の承認が必要になります。

お問い合わせ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市環境保全課 地球温暖化対策室

TEL. 086-803-1282 FAX. 086-803-1887 E-mail kankyouhozen@city.okayama.jp

URL: <http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyoujigyous00266.html>